

訴えの提起に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、令和元年7月16日次のとおり訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

訴えの提起について

1 事 件 名

東京地方裁判所令和 年（ ）第 号
建物明渡等請求事件

原 告 品 川 区

被 告

2 訴訟の目的の価額 295万5,050円

3 事件の概要

- (1) 訴外 (以下「訴外」という。)は、品川区立高齢者住宅条例に基づき、東品川わかさ荘（以下「本件建物」という。）の使用承認を受け、本件建物に入居した者である。
- (2) 被告らは、本件建物に許可なく自己の所有物を置いて出入りを繰り返している者である。
- (3) 訴外 は、平成31年3月5日付けで本件建物についての返還届を品川区に提出し、同年3月31日をもって本件建物を退去した。

- (4) そこで、品川区は、被告らに対し、被告らの所有物の撤去を含む明渡しについての話し合いを持とうとしたところ、平成31年4月26日、本件建物の指定管理者が、本件建物の鍵が許可なく交換されていて開けることができなくなっていることを確認した。
- (5) 品川区は、被告らが本件建物を違法に占有している状態であることを知ったことから、被告らに対し、再三にわたり訪問、電話により本件建物の明渡しを求めたが、被告らはこれに応じなかった。
- (6) このことから品川区は、被告らに対し、本件建物の明渡しならびに平成31年4月27日から明渡し済みに至るまでの使用料に相当する損害金および鍵の交換費用の支払を求め、本件訴えを提起した。